

湾岸戦争における日本批判と日本国憲法の平和主義

常岡(乗本)せつ子

憲法の平和主義をめぐり日本はこれからどういう方向に向かっていくべきかを決定する岐路に現在立たされているといってよい。一九九〇年八月のイラクのクウェート進攻にはじまる湾岸危機と湾岸戦争をきっかけとして、国際社会への貢献のあり方とそれに枠をはめる憲法第九条について様々な議論が急速に展開されるようになった。その中にはとくに与党を中心として、憲法を変えることによって日本も海外に軍隊を派遣することができるようすべきだとする議論も出てきた。もつとも憲法を変えるとは言つても、そこで目論まれていることは解釈改憲であり、憲法第九六条の手続に従つた明文の改正は当面考慮の外に置かれているようである。いま国会で審議中のPKO法案も、政府がこれまで長い間つてきた第九条解釈を捨てて新しい解釈の上に立つことによつてはじめて可能なものであつた。⁽¹⁾こうした解釈改憲を支持する人々に共通する主張は、概ね「われわれはもつと国際社会に貢献して日本の国際的地位を高めなければならない。しかし、湾岸戦争のときには第九条が手枷足枷となり十分に国際貢献の実を上げることができなかつた。そのためアメリカをはじめとする諸外国からの批判を浴びるはめになつた。したがつて、われわれは第九条を少なくとも解釈の上で変えなくてはならない」というものだといつてよいだろう。「われわれはもつと国際

社会に貢献して日本の国際的地位を高めなければならない」という点はまさにその通りで、だれも異議を唱える者はいないだろう。またアメリカのマスコミを中心に厳しい日本批判が展開されたことも事実である。しかし問題なのは、日本がアメリカをはじめとする諸外国から批判されるに至ったのは、果たして憲法第九条それ自体に欠陥があるからなのかということである。私はたまたま一九九〇年四月から一九九一年三月にかけてアメリカのボストンで研究生活を送っていたが、湾岸危機から湾岸戦争にかけての時期、憲法を研究している日本人のひとりとして、日本の平和憲法についてアメリカの人々に説明し、日本に対する誤解を解くという作業を余儀なくされた。そしてそうした作業を通してアメリカの人々の日本批判がなぜ引き起こされたのかを知る多くの機会に恵まれた。日本批判の背景には、日本が世界二位の経済大国に成長しアメリカが脅威を感じるまでになっていることや日本が石油の七〇%を中東に依存していることなどの経済的要因があることは言うまでもない。しかし、ここで問題にしたいのは、日本批判は解釈改憲論者が主張するように憲法それ自体に問題があったから引き起こされたのではなく、むしろ日本は憲法を変えることを考える前にもっとやるべきことがあったのに、それを怠つたがために必要以上の批判を招くことになったのではないかということがある。さらに日本の憲法についてアメリカの人々に説明する作業を通して、アメリカの人々が日本国憲法の平和主義について詳しい知識を得たときにどのような評価を与えるかということを知ることもできた。以下私のアメリカでの体験をもとにこれらの点について論じてみたい。

私は昨年の秋学期にボストン・カレッジ・ロー・スクール（ボストン・カレッジ法科大学院）で日本の憲法について講義を行なつたとき、まず憲法第九条を湾岸危機との関連で取り上げてみた。第九条の問題をアメリカの大学院で取り扱うことは、実は日本を出発する前から講義計画の中に入れていたものであった。周知のように日本政府は憲法制定当初、第九条は侵略目的の戦争を放棄したものだけではなく自衛のための戦争も放棄したものであると公に説明していたが、その後憲法は自衛のための戦争・軍備まで放棄したものではないと解釈を変更した。⁽²⁾ この日本政府の解

解釈変更は、アメリカの占領政策が変更したことに端を発しており、アメリカの圧力の下で日本は再軍備と兵力増強へと進んで行くことになったのである。⁽³⁾ 第九条の問題を取り上げることを考えていた第一の理由は、日本政府に再軍備と第九条解釈の変更を迫った当のアメリカでは、とくに法律の専門家やロー・ステューデントたちによつて、どのように第九条が解釈されるだろうかという点に関心があつたことにある。さらに、第二の理由は、日本国憲法の平和主義の理念が世界一の軍事大国であるアメリカでどう評価されるかという点も是非知りたいと思っていたことにある。

こうした問題関心からアメリカで行なう授業では第九条の問題だけは是非取り上げたいと考えていたところに湾岸危機が起き、第九条を湾岸危機との関連で取り扱うこととしたのであつた。

この授業の中で、私はちょうどその時期日本の国会で審議されていた「国連平和協力法案」をめぐる議論を取り上げて、次のようなことについて話をした。第一に、憲法第九条の解釈については、日本の大多数の憲法研究者は一貫して侵略のための戦争ばかりでなく自衛のための戦争も放棄していると解釈している。⁽⁴⁾ 政府も憲法制定直後はこの解釈をとつていたが、数年後に解釈を変更しそれ以降自衛のための戦争は放棄されないと主張してきた。ただし、政府は従来集団的自衛権の行使は憲法に反するという見解をとつてきた。第二に、「平和協力法案」には曖昧な点がいくつかあり、これらの点をめぐって国会で審議がなされてきたが、政府は最終的に自衛隊を国連軍に参加させる考えを明らかにした。第三に、自衛隊の国連軍参加を認めるることは従来の政府による第九条解釈に反する。実際政府は憲法の新しい再解釈の可能性を検討しはじめた。第四に、このような政府の再解釈に対しては野党が反発しており、与党の中にもこれに反対する有力な議員がいる。第五に、こうした状況の下で日本国民は三つの道のうちの一つを選択することを迫られている。すなわち第一の道は、第九条を改正せずに解釈改憲によって自衛隊を派遣すること、第二の道は、第九条を改正した後に自衛隊を派遣すること、第三の道は、現在の憲法の本来の意味に忠実に、軍隊を派遣する以外の方法で国際的責任を果たすことである。第六に、日本政府は第一の道を選択しようとしているが、私は

第三の道をとるべきだと考えている。その理由の第一は、憲法を文言上改正せず解釈改憲によつて事実上憲法と異なる状況を作り出すやり方は、憲法自体の法規範性を損うこと、第二は、自衛隊をいつたん海外に派遣してしまふと、日本におけるデモクラシーの現状から見て、これが再軍国主義化へつながる可能性を必ずしも否定できないこと、第三は、日本が一九五六年に国連に加盟したとき、国連の他の加盟国は日本が軍事力の行使以外の方法で国際的貢献を果たすことを認めていたはずであること、第四は、第九条に盛り込まれている理念は、世界の平和を愛する諸国民が熱望しているものであつて、とりわけ核戦争による地球破壊が現実の可能性となつたいま、その重要性は一層高まつてゐることである。

以上のような話に対し、学生は予想どおり高い関心を示してくれた。大学院での講義では、他に日本の政教分離の問題、天皇制の問題、女性の社会的・法的地位の問題、言論の自由の問題を取り上げたが、最も多くの学生が積極的に手を挙げて質問したり自分の考えを述べてくれたのは、この第九条を湾岸危機との関連で取り扱つた授業の中であつた。私が講義を行なつたクラスでは當時約二〇名から三〇名の学生が出席していたが、この時には半数近くの学生から何等かの発言があつたように記憶している。様々な問題点をめぐつて質疑応答がなされたが、その中には日本が憲法第九条を改正すべきかという問題をめぐつて学生同士が議論するという一幕もあつた。幾人かの学生からは「戦争になれば、アメリカの若者が血を流して戦うことになるのに、日本が軍隊を送らないのはアン・フェアだ」という意見や、「第九条は余りにもオピティミスティックすぎる」という意見が出された。これに対しそれとほぼ同数の学生からは「第九条は、日本が第二次世界大戦後平和国家になつたことを内外に示すシンボルの役目を果たしていくのであって、日本は第九条を改正すべきでない」あるいは「日本国民は是非第九条を堅持すべきである」といった意見が聞かれた。この授業を通して感じたことは、日本の平和憲法について丁寧に説明するならば、かなりのところまでアメリカの人々からも理解を得ることができるのでなかろうかということであった。しかしこの時期アメリカ

のマスコミを中心とする様々な誤解に基づく日本批判に対しても、日本人の側からそれに反論する、もしくは反論とまではいかなくともせめて誤解だけは解くという努力さえほとんどなされたのは大変残念に思われた。そこで友人のロー・スクールの教授の勧めもあり、「平和協力法案」が廃案となつた段階で、一九九〇年一一月、ボストン・グローブ紙に「湾岸危機における日本の非軍事的役割」と題する小論文を送つたところ、これが一二月一五日付けで掲載されるに至つた。⁽⁵⁾

この論文を書いた目的の第一は、マスコミの日本批判の中に日本の憲法に関する誤った知識に基づくものが数多く見られたところから、まずはその誤解を解くことにあつた。その誤解とは、たとえばラジオの討論番組で「日本の憲法には中東に軍隊を派遣することが問題となるような規定はそもそも何もないのだ」とキヤスターが平然と語つたり、またニューヨーク・タイムズに「憲法制定者の意思に従えば、もともと日本の憲法は侵略戦争のみを禁じたに過ぎないのだから、中東に自衛隊を送れないはずはない」という趣旨の記事が掲載されたりといふことがあつた。⁽⁶⁾ また第二の目的は、日本は国際的な責任を果たす用意があるが、国際的責任を果たす方法をとれる方法とそれなりの方法があるのであって、憲法上とれない方法をとらなかつたからといって日本があらゆる国際的責任を免れようとしているのではないことを示すことにあつた。さらに第三の目的は、アメリカが湾岸戦争への日本の軍事的貢献を求めるることは、長期的視点に立てば決して賢明ではないことを訴えることにあつた。これらを敷衍すると、大学院の授業で話したことと多少重なるが、概ね次のようなことについて述べた。第一は、日本の貢献度が低いという批判がアメリカの人々の中にあるが、こうした批判に対しても、われわれは憲法第九条の下で日本に何ができる何ができないかを明確に示す必要があること、第二は、日本国憲法の制定過程で、第九条の戦争放棄の理念は占領軍のイニシアチヴによつて憲法に取り入れられたのではなく、当時の日本の首相の提案によるものであったことである。⁽⁷⁾ この第二の点は、ニューヨーク・タイムズの記事を特に念頭に置き、アメリカ側がどのように第九条を解釈していたかにかかわ

りなく当初の日本政府の解釈こそが憲法制定者の意思であったことを示すために触れたものである。第三は、いま自衛隊を海外に派遣することが憲法違反か否かというレベルでの議論がなされているが、そもそもそれ以前に自衛隊の存在自体に違憲の疑いをもつ見解が日本の憲法専門家の間では根強いこと、第四に、日本政府が当初の解釈を捨てて自衛隊を設置するに至ったのはアメリカの圧力によるものであったことである。第四の点に言及したのは、自衛隊が違憲だというなら日本はすでに憲法違反の状況にあるのだからいまさら憲法を口実に自衛隊の派遣をしぶるのはおかしいではないかという当然予想される批判に対し、その憲法違反の状況を作り出した責任の一端はアメリカにもあつたということを示しておく必要があると考えたためである。第五は、日本が国連に加盟したとき、時の外務大臣が日本は国連の軍事的行動に憲法上の制約から参加できないことを明確にしていたこと、第六は、日本国民はいまだに第二次世界大戦の経験を忘れてはおらず、自衛隊の存在自体はたとえこれを容認していたとしても、海外派兵には反対というコンセンサスが確立しており、これが「平和協力法案」を廃案に導いたこと⁽⁸⁾、第七は、日本の民主主義にはアメリカの民主主義と比べ進んだ面もあるが、日本ではある政策が多数者の支持という名目で一旦実施されると反対者の見解が無視される傾向にあるため、アジアの国々が表明している自衛隊の中東派兵をきっかけとする日本の再軍国主義化への懸念は必ずしも根拠がないとは言い切れないこと、第八は、日本はたとえ軍事的貢献はできなくとも憲法上軍事的貢献以外の人的貢献は行なうことができるし、また日本としては是非それを行なうべきこと。この最後の点は、日本が卑怯なためなすべきことを何もしようとしている国だという批判にこたえるためには是非言つおく必要があると考えられたものである。私は、日本がイラクのクウェートからの撤退後国連の平和維持活動に参加することを提案したが、三つの条件をそれに加えた。第一の条件は、日本は特定の国連決議に基づいて行動すべきこと、第二の条件は、日本は非軍事的活動にのみ参加すべきこと、第三の条件は、人員は官民両セクターから募ることとし、現役の自衛隊員はこれに含めるべきでないことである。この小論文に対する反応として当初予想していたのは、アメリ

カの人々からかなりの反論や批判が寄せられるだろうということであった。それに対しても何等かの対応をしなくてはならなくなるだろうと考え、原稿を新聞社に提出して掲載が決まった時点から、考えられ得る反論を予測して対策を練っていたのだが、実際のところは、自宅に夜間二度無言電話がかかってきたことを除いては批判らしきものはひとつも受けなかつた。ロー・スクールの教授や学生たちからのコメントとしては、「日本に対する理解が深まつた」というものや「あなたの主張は納得できる」というものもあつたが、最も印象に残つたのは、「アメリカが日本に軍事的貢献を求めることがいかに愚かなことかがわかつた」という感想を述べてくれた教授がいたことであつた。

ボストンでは戦争に入つてからは、至る所に黄色いリボンが目につくようになつた。テレビやラジオでは連日のように戦争の特別番組が組まれ、あるラジオ局では一日中湾岸戦争をテーマとした討論番組を流していた。また、日本の湾岸戦争に対する貢献度の低さを非難する論調もマスコミの中で一層厳しくなつてきた。こうした中で二月のはじめごろ、日本の国際的貢献はどうあるべきかをテーマとしたパネル・ディスカッションを企画したいが、パネリストとして参加してくれないかという申し出を受けた。帰国を目前に控えた時期だったので迷つたが、オーガナイザーの話では、ボストン・グローブに掲載された私の論文をボストン周辺の大学に所属する研究者に送つてそれについての意見を求めた上で、その中から他のパネリストを選びたいということだったので、これは断るわけにはいくまいと判断し引き受けることにした。この討論会が企画されたのは湾岸戦争の最中だったが、実際に討論会が催されたのは三月の中ごろであり、湾岸戦争がすでに終結した後であつた。討論会の正式の題名は「日本は一九九〇年代に軍隊を使用することが許されるべきか」というものであり、パネリストの数は全部で五名になつた。その構成は、五人のうち四人が大学の研究者、一人が退役軍人、また五人のうち三人がアメリカ人、一人が中国人、一人が日本人というものであつた。討論会は、最初にひとりずつ一五分から二〇分位の短い講演を行い、その後聴衆からの質問に答えて互い

に討論しあうという形式で行なわれた。以下、演台に立った順に各人の見解の要旨を簡単に紹介してみることにしたい。

トップ・バッターは私が引き受けさせられたが、この討論会で述べた中心的なことがらは、湾岸危機以降日本政府がとろうとしてきた貢献策のいくつかが憲法上の理由で日本国内で反対に合つたことから、アメリカの人々は日本の憲法が日本のあるある人的な国際的貢献を妨げているという誤解をもつてゐるかもしれないが、それは誤りであるということ、日本ができるのは軍事的貢献のみであつてそれ以外の人的貢献は憲法上可能であるしむしろ積極的にこれを行なうべきだということであった。同時に、日本の中にアメリカのプレッシャーを利用して憲法を変えようとする動きがあることを紹介し、そのようなプレッシャーを日本に加えることは長期的にはアメリカにとつても利益にはならないことを訴えた。二番目に講演したのは、ヴァンダビルト大学のジェイムズ・アウワー教授だつた。アウワー教授は、日米関係とくに軍事的側面でのそれの専門家で、日本でも知日派として名前を知られている人物である。アウワー教授の主張は、アメリカが攻撃的役割を担い日本が防衛的役割を担うという日米間の軍事的な役割分担は、アジアの安全保障にとっては冷戦後も重要性を失つておらず、日本がアメリカと歩調を合わせてゐる限り、湾岸戦争への自衛隊派遣が日本の軍国主義化へつながる可能性はないというものであつた。三番目に演台に立つたのは、中国の大学で行政法と経済法を教えてゐる徐教授だつた。徐教授は当時私と同じ客員研究員という身分でボストン・カレッジ・ロー・スクールで研究生生活を送つていたが、この討論会が企画されたときに第二次大戦中の記憶から日本の海外派兵に反対しているアジアの人々の見解もアメリカの人々に知つておいてもらう必要があると考え、オーガナイザーに頼んで徐教授をパネリストに加えてもらつたのである。徐教授は中国国民は日本の軍国主義化にはいまだに強い警戒心をもつてゐること、日本的一部の政治家は南京虐殺の事実さえ否定しようとしていること、日本の文部省が日本の中国侵略の歴史を認めようとしないことなどについて話をし、日本が軍事的側面で力をもつことには反対であり、

またアメリカが日本に軍事的貢献を求める事にも賛成できないという意見を述べた。四番目は、元海軍提督のジェフリー・ブリースト氏が、主に軍人としての観点から日本の軍隊が湾岸戦争に参加することのは是非について意見を述べた。ブリースト氏の見解は、アメリカ軍にとつては日本が多国籍軍に参加しなかつたことはむしろありがたかったというものだった。すでにいくつもの国の軍隊が参加していたことで、異なる言語間のまた異なる指揮命令系統間の調整が大変だったので、もし日本の自衛隊が参加していれば余計に困ったことになつただろうというのがその理由であつた。五番目に話をしたのは、マサチューセッツ工科大学博士候補資格者のディーン・チエン氏だた。チエン氏は中国系のアメリカ人で、アジアの安全保障の専門家である。チエン氏は、アジアの国々がつねに日本の軍国主義化に対して大変神経をとがらせていることを、一九九〇年秋に廃案となつた「国連平和協力法案」に対する中国、シンガポール、ベトナムなどの反応を紹介しながら説明した。先に講演した徐教授とともにアジアの立場を代弁する見解が聞かれた。

それぞれの講演が終わつたところで質疑応答に移つたが、そこで最も論議されたことは、第一に、日本がどのような安全保障のありかたを從来とするべきであったのか、また今後とるべきかという問題、第二に、自衛隊の海外派遣は憲法に反しないかという問題、第三に、自衛隊の海外派遣を許した場合、それが日本の軍国主義化へつながる可能性はないかという問題であった。このいずれの点においてもアウワード教授と私の見解は対立しており、しかも日本国憲法との関連で問題を扱つたのはこの二人だけだったため、主にアウワード教授と私の間で議論が行なわれることとなつた。いずれの主張も、日本の国際的貢献は憲法の枠内にとどまるべきであるというものだったが、どこまでを憲法の枠内とみるかにおいて両者の見解は著しく異なつていた。アウワード教授の憲法論議はほとんど日本政府の新たな憲法解釈と変わらないものであり、アウワード教授がこの討論会の中で盛んに主張していた掃海艇の派遣はその後まもなく日本政府の中で急速に具体化していった。いずれの憲法解釈がより説得的であったかは聴衆の判断に委ねるしかない

問題であるが、少なくとも日本国憲法の平和主義に関する日本政府の見解とは必ずしも一致していない見解を示すことができたことは、こうした見解がこれまでアメリカの人々がほとんど接する機会のなかつた見解であつただけに、一定の意義はもちえたのではないかと思われた。

湾岸危機から湾岸戦争にかけてアメリカでマスコミを中心に高まつた日本批判の中でも、とくに日本が軍事的貢献をしないことに対する批判の原因は、やはり日本の憲法についての無知もしくは誤解に基づくものが多くあつたように思われた。しかし、相手側に誤解があつたとはいえ、その誤解を作り上げていたのは実はこちら側ではなかつたかという気がする。このことは、主に二つの点で言えるのではなかろうか。

第一の点は、アメリカの人々の誤解に基づく非難に対する努力がほとんどなされなかつたということである。たとえば、マスコミによる日本批判を内容とする報道に対しても、新聞に日本人からの反論が載ることはきわめてまれであつたし、湾岸戦争をテーマとしたラジオの視聴者参加番組で日本が非難の的にされたときも、日本人の側からの反論は私の知るかぎりでは皆無だつた。またボストンで定期講読していた日本人向けの新聞の記事によると、現地の日本人の子弟が日本は卑怯だと学校で友達にいじめられるという事件が多発したが、本人はもとより親もどのように対処してよいかわからず、親からの問い合わせが大使館・領事館に相次いだ。そこでこどもの年齢に応じていくつかの模範回答がつくられ、これが日本人の家庭に配られたという。アメリカにいる一般の日本人が自国に向けられている誤解を自ら解こうとしない、あるいは解けないという事態は残念なことであつたが、そればかりでなく非常に驚くべきことは、日本を代表する立場の人々さえそうした努力をしようとしないことであった。一九九一年三月のはじめごろハーバード大学の政治学・行政学の大学院で「日本とアメリカ——われわれは敵同士か」というセンセーショナルな題名の下で討論会が催された。この討論会には両国の立場を代弁する人々

三名ずつの代表が出て、日本がアメリカの経済を脅かしているかという問題とアメリカ文化の日本への浸透が日本の伝統的文化を損なっているかという問題とともに湾岸戦争における日本の貢献の問題がテーマとして取り上げられた。そこでアメリカ側の代表から日本の憲法に対する誤解のある発言があつても、日本側の代表はだれもそれを訂正しようとしなかった。会場にはテレビ・カメラも入り、数日後にはその模様が放送もされたのだから、日本に対する誤解を解く絶好の機会だったはずだが、国会議員や領事館員という文字どおり日本を代表する人々から何等の訂正もなかつたことで、この討論会の様子をテレビで見た多くの人は、恐らく日本や日本の憲法に対する誤解をますます大きくしたのではないかという懸念を抱いた。

日本人が自分の国に向けられた誤解を解こうとする努力をしない原因の一つは、恐らく議論することを好みないという日本人の特質にあるように思われる。ハーバード大学での討論会でも日本の代表者の態度は、アメリカ側の代表者の強硬な意見に対し、自分たちはいかに友好的かを示すことだけに終始し、自らの原則を明確に示すという態度に欠けているように見えた。内心はどう思っていようと表面上は相手に合わせるという態度は、日本では評価される傾向にあるが、アメリカでは必ずしもそうではないようと思われる。アメリカでは、たとえ相手と意見が異なっていてもようと自分の主張をきちんと述べられる人、相手にやたら迎合するのではなく、ときに批判も堂々と行なえる人の方が最終的には信頼を得るようである。これは恐らくアメリカ社会の方がそれだけ異質の意見の存在を許容する社会であるし、むしろ他人と同じ意見しか言えないようではだめだという個々人の特性を大切にした社会だからではないかと思われる。人の考えはみな同じでなくて当たり前ということを認めることは民主主義の根幹にかかわることであり、この点で日本はまだアメリカに学ぶべきことが多いといえよう。いずれにせよ日本人が国際社会で活躍する場は今後一層多くなるが、そのとき大切なことは、単にことばの上手下手の問題より相手と同じ土俵に立ってまともな話し合いができるということではないかと思われる。よくアメリカ人の口から「日本人は何を考えているのかわからない

「不気味だ」という感想を聞くが、これは日本人が海外に出ても、日本で通用しているやり方で相手とコミュニケーションがはかれると思い込んでいるところに問題があるのでなかろうか。このようなことが今回の日本批判に対する日本人の態度としてあらわれ、それが日本に対する批判をますます高めることにつながったといえよう。

日本人が自国の憲法についての誤解があつてもそれを解こうとしない原因のいまひとつものは、やはり憲法についての知識それ自体の欠如にあるのではないかと思われる。一般的の日本人の憲法についての知識の欠如の根本原因の一端は、日本の初等・中等教育における社会科のあり方に求められるのではないか。個々の心ある教師の努力にもかかわらず、日本の初等・中等教育において日本国憲法が十分に教えられるようなしくみになつていないと、さらに年々憲法教育がないがしろにされてきたということに日本人が総じて憲法についての知識が乏しく、憲法への関心も低いことの原因があるようと思われる。憲法は、為政者が恣意的な政治を行なわないように一定の基本的な統治のルールを定めたものであるが、それは同時にその国が一体何を大切にしようとしている国なのか、また他の国とどういう関係をとり結んでいこうとしている国なのかといふいわば国の「人格」を表明したものであるといってよからう。日本人も海外に出ると、外国の人々の関心がその日本人個人がどういう人格をもつた人かということのみならず、その日本人がやってきた国がどういう「人格」をもつた国なのかということに向けられてくるのは避けられない。そうした場合自分の国がどういう「人格」をもつた国かをある程度説明できなくては軽蔑されてしまうのがおちだらう。そうした意味で、国際化を語るためには、全国民がまず自分の国の憲法のせめて基本的なところだけは押さえておけるような社会科教育の実現が望まれるのである。

日本の憲法についてアメリカの人々の誤解を作り上げてきた第二のものは、日本のこれまでの政治が憲法に忠実に行なわれてこなかつたことにあるのではなかろうか。このことは、人権保障や民主主義のあり方についても言えることであるが、とわけ第九条に関してはそうであつたと言わざるをえない。第九条は最もその文言に忠実に解釈する

と、すべての種類の戦争を放棄したものであり、たとえ自衛のためであっても軍隊をもつことはできないと読む以外はない。これは日本の大多数の憲法研究者のほぼ共通した見解であるが、私はボストン滞在中アメリカのある憲法学者に第九条の英訳を示して、どのように第九条を解釈するか尋ねてみたことがある。その憲法学者はしばらく考えていてが、やがて口を開き「ここまでではつきりと述べられているなら、自衛のための軍隊ももてないと解釈する以外にはないと思う」と断言した。アメリカの人々は日本が世界有数の兵力を備えた軍隊をもつ国だということを知っている。こうした日本の軍隊の存在を見ると、日本の憲法が第九条のような条項をもつてているなどということはとても想像がつかないであろう。湾岸戦争のときに日本の軍事的貢献がなかつたことを批判するアメリカの人々の言い分は、つねに「日本には軍隊があるのになぜそれを使おうとしないのか」ということであつた。このことは掃海艇の派遣問題についても同様である。パネル・ディスカッショーンの中でアウワー教授が日本は掃海艇を派遣すべきであるし、またそれは憲法違反にはならないと主張したとき、その根拠としてあげられていたことに、すでに日本は朝鮮戦争の際に掃海艇を派遣した実績があるということがあつた。日本政府が憲法制定直後の解釈を変えて警察予備隊から保安隊を経て自衛隊を創設しその兵力増強に励んできたのも、朝鮮戦争のときに掃海艇を派遣したのも、もとをただせばアメリカの圧力ないし要請に基づくものだったのであるが、そうしたアメリカ側の責任はさておき、これまで日本が憲法の本来の意味に忠実でない政治を行なつてきたことが、アメリカの人々に日本の憲法を見えにくくし、日本の憲法に対する誤解を生んで、それがひいては今回の日本批判を招く大きな原因のひとつになつたのではないかと思われる。

同様のことは、日本国憲法の平和主義の見落とされがちなもう一つの側面についてもいえるのではなかろうか。平和とはどういう状態をさすかということを考えるとき、そもそも戦争がないだけで平和だということはできないだろう。もし極度に物質的に欠乏し、飢餓や栄養失調で人々が次々に死んでいくという状況があつたとしたら、これは決

して平和であるとはいえない。また言論の自由が保障されず、政治的な発言をしたことで命を奪われる恐怖にさらさられるという状況にある場合、これもまた平和であるとはいえないだろう。日本国憲法の平和主義は一般に「戦争放棄の平和主義」として語られることが多いが、実は単に戦争をしないというだけの平和主義ではなかつたはずである。

憲法前文に「われらは、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」（第二項）という箇所がある。人が真に平和に生きたいと願うとき、それを精神的に阻むものが恐怖であり、物質的に阻むものが欠乏であるといえるだろう。憲法はこうした恐怖と欠乏から逃れることを一つの権利として認めると述べている。さらにここでとくに注目したいのは、こうした権利をもつのはひとり日本国民だけではなく全世界の国民なのだと言つてゐる点である。つまり日本は恐怖や欠乏に苦しんで平和な状態に生きることのできない世界中の人々を助ける使命を自ら負う決意をした。これが日本国憲法の平和主義だったのではなかろうか。日本の湾岸戦争に対する貢献度が低くてアメリカをはじめとする諸外国から批判された原因は日本の憲法がいわゆる「一国平和主義」をとつてゐるからであつて、それ故われわれは憲法を変える必要があるとする主張が聞かれる。しかし、もともと日本国憲法の平和主義は、「一国平和主義」とは全く無縁のむしろそれとは対極にある平和主義だったと言わなくしてはならない。しかし残念なことに、これまでの現実の日本の政治は必ずしもこの理念に忠実なものではなかつた。

湾岸戦争のときも日本は憲法を口実に「お金を払うこと以外には何もできない」ことだけを諸外国に印象付けただけだつた。日本がこれまで、もしもつと世界中の飢えに苦しんでいる人々を助けることに熱心であつたなら、人権抑圧の下で生命の危険にさらされながら民衆の解放のために闘つてゐる人々を支援するという態度を示してゐたなら、また世界的な環境破壊の問題に積極的に取り組んでいたなら、湾岸戦争のときに、日本が国際社会に対して汗を流す貢献を何もしない国だという批判はあれほど強く起きてくることはなかつたのではないかと思われる。日本が憲法の中で自ら宣言した「人類全体に対する貢献」という使命を果たしてこなかつたために日本に対する必要以上の批判を招

くことになったといえよう。私はボストン・グローブの小論文でもパネル・ディスカッションのときにも、日本は憲法上何ができるかということになるべく具体的に示すよう努め、できることについては日本は積極的にこれを行なうべきだと主張した。これは、日本が卑怯なために自ら手を汚すことを何もしようとしている国だというアメリカの人々の印象を少しでも取り除きたかったことによるものだったが、同時に日本は憲法を変えることを考へる前に平和主義の本来の理念に立ち帰りそれを実現すべく最大限の努力を傾けるべきだと思ったからである。そうすることこそが国際社会で信頼と尊敬をうけうる国になる最善の道なのではないかと思われた。

最後に、アメリカの人々の日本批判の原因は日本の憲法を知らないことだけにあつたのかという点が問題として残る。つまりアメリカの人々は日本国憲法の平和主義について正確な知識を得さえしたら、即その理念に賛同してくれるのかという問題である。この点については、アメリカの人々が日本国憲法の平和の理念をなかなか理解しにくいということはやはり事実であろう。私は湾岸危機が起きてから、幾人かのアメリカ人の友人に第九条の英訳を見せて感想を聞くということをやつてみた。この中には法学者やロー・ステュードントだけでなく法律の素人も含まれていたが、最初から第九条の理念に賛同した人は、予想どおりであつたが数は少なかつた。ある人は「とても美しい憲法だ。しかし氣の狂つた侵略者がやつてきたらすべてがおしまいではないか」という感想を述べた。大学院の授業のときひとりの学生が「日本の憲法は余りにもオptyimisticすぎる」と言つたのも、恐らく同じ趣旨だろうと思われる。こうした疑問に対しても、軍備を撤廃して自衛の戦争も放棄することにより、以後どのような自国の安全保障のシステムを考えいくべきかということが内外に明確にされる必要があると思われる。それなくしては、これまでの伝統的な平和の観念に支配されてきた人々を納得させることは難しいのではなかろうかという印象をもつた。アメリカの大部分の人々に日本国憲法の平和の理念がなかなか理解しがたいのは、日本国憲法のとつてゐる平和の観念が従来の伝統的な平和の観念と全く違うものであるからに他ならない。従来世界を支配してきた平和というものの考

え方は、軍事力をよりどころにして国と国の間の均衡によつて平和を維持していこうとするものだった。これに対し
て日本国憲法の平和といふものの考え方とは、平和を愛する諸国の協力によつて平和は維持されるべきだというもので
あつて、伝統的な平和の観念からまさに画期的な転換をはかつたものであると言うことができる。⁽⁹⁾ 従つて、従来の平
和の観念に何ら疑問ももたずに長いこと浸かり切つてきた人々が、急に新しい考えを持ち出されても戸惑つてしまつ
ということはむしろ自然な反応であろう。これは何もアメリカの人々に限つたことではない。日本国民についても同
様である。しかし、日本国憲法の平和主義が非現実的であるという批判に對しては、現実に核戦争の時代に入り世界
中の核兵器の保有量が地球を何回も爆破することが可能となつたいま、人類全体が生き延びるために果たしてどち
らの平和の観念がより現実的かを考えてみる必要があるのでなかろうか。アメリカの人々が新しい平和の理念をな
かなか理解できないのは事実ではあるが、日本国憲法の平和主義に對して高い評価を与えてくれるアメリカの人々が
いることも忘れることができない。

私が客員研究員として籍を置いていたボストン・カレッジ・ロー・スクールには、国防法と呼ばれる法の分野の専
門家であるアーサー・バーニーという教授がいる。国防法とは、対外政策とくに戦争の開始・遂行・終結にかかる
シヴィリアン・コントロールの問題や戦争遂行に伴う人権侵害の問題を扱つた法の一分野で、アメリカでも新しい法
の分野に属し、国防法に関する講義やゼミを置いているロー・スクールは全米でもまだ数が少ないといわれているが、
ボストン・カレッジではバーニー教授がこの国防法のゼミを開講していた。私はとくにバーニー教授に頼んでこのゼ
ミに参加させてもらつていた。ある日ゼミが終わつて研究室に戻るとき、バーニー教授といろいろ話をしながら歩い
ていたのだが、そのときバーニー教授が私に向かつて「アメリカでは国防法関係の事件が多くて驚いたでしよう」と
尋ねられた。私が「たしかに日本に比べてずっと多いですね」と答えたところ、バーニー教授は「日本でこういう問
題が少ないのは憲法のためなのですよ」と言わるので、私は「いま日本の一部で憲法を改正しようという動きが出

ていますが、日本は憲法を改正すべきだと思いますか」と尋ねてみた。するとバーニー教授は目をまるくして「憲法を改正するというのは、日本が戦争を行なうことを許す方向での改正ですか」と尋ねられるので、「そうです」と答えると、バーニー教授はとんでもないというように首を横に振って「日本のような憲法をもつことが、どんな国の国民にとっても大切なですよ」と力強く言われた。アメリカの戦争の歴史は同時に戦争による民衆の自由や人権への抑圧の歴史だった。国防法という新しい法の分野の誕生は、アメリカの中によくそこに意識を向けはじめ学問的にこの問題を探求しようとする人々が出てきたことの一つのあらわれではないかと思われる。バーニー教授はそうした観点から日本国憲法の平和主義を高く評価し、単に日本がそういう原則をとりたければ勝手にやればよいとか、日本は先の戦争で侵略行為を行なった危険な国だからとくにこうした理念をもっていた方がよいというにとどまらず、まさに人類普遍の原則としてすべての国の憲法がよつて立つべきものだと言い切ったのであった。

湾岸危機から湾岸戦争にかけてのアメリカをはじめとする諸外国からの日本批判に直面し、政府をはじめ国民の一部からは憲法を変えるべきだとする意見が強く主張されるようになつた。そうした動きに対抗して、憲法の本来の意味に立ち帰るべきであり、憲法改正やなしくずし的な解釈改憲には反対だという国民の声も多く聞かれる。アメリカ政府の圧力によって、むしろアメリカのプレッシャーを利用することによって日本政府が憲法を変えようとしていることは事実である。そうしたことから憲法を守ろうとする立場の人々からときとして反米的な意見の聞かれることがある。しかし、こうした態度をとることは必ずしも賢明なやり方ではないようと思われる。アメリカ社会は多様な意見の存在を許す社会であり、私たちが考えている以上に様々な考え方をもつた人々が共存している社会である。たとえば、湾岸戦争に対するアメリカ人の態度という問題を取り上げてみても、日本のマスコミではあたかもアメリカ国民こそつて戦争賛成あるいは容認というように報道されていったようだが、実際は戦争反対の大きなデモがいくつも行われ、テレビでも始終その光景が放映されていた。ボストンでも湾岸戦争が果たして正戦といえるのかということを

湾岸戦争における日本批判と日本国憲法の平和主義

テーマとした講演会が催されていた。ボストンという土地柄のせいもあるかもしれないが、私が個人的に接した人々の中にも大統領の政策を批判的に見ている人の数はかなり多いという印象を受けた。また日本の湾岸戦争に対する貢献のあり方についての新聞報道についても、たとえばワシントン・ポストでは日本の貢献度の低さを批判する論調の記事を一方では載せながら、他方では日本批判は的外れだという内容のアメリカ人による投稿論文も掲載していた。⁽⁴⁰⁾日本の憲法に宣言された平和の理念についても、たしかにいま数は少ないかもしれないが、これに高い評価を与える期待を寄せている人々がいるということ、そしてそうした人々の発言が社会的な力になりうる可能性も秘めているということを忘れてはならない。

私たちはいま戦後四〇数年間守り続けてきた一つの原則を放棄すべきかどうかという瀬戸際に立たされている。憲法の平和主義に関する議論は決してタブー視される必要はない。国民がいまこの問題と真剣に取り組み、これから日本をどうするかという国民的議論をきちんと行なうことがむしろ必要なのはなかろうか。しかし、そのためには国民に多方面からの知識や情報が十分に与えられることが不可欠の条件となろう。湾岸戦争における日本批判の原因に関しこれまで国民に与えられてきた情報は、日本国憲法の「一国平和主義」がアメリカをはじめとする国際社会からの日本批判を引き起こしたというものにかたよっていたように思われる。そうした意味で、本稿で論じたことが平和主義をめぐる国民的議論のための素材の一つとして役立てば幸いと思う。

(註)

(1) いわゆるPKO法案は、自衛隊の国連軍参加を柱とするものであるが、政府はこれを従来の政府解釈を変更せずに行ないうると説明している。政府はその理由を、自衛隊の国連軍への派遣は、集団的自衛権の行使とは異なること、武器の使用は自己と同僚の生命・身体を防護することのみに使用されること、停戦合意などの前提が崩れれば政府の判断で撤収することなどをあげている。しかし、国連のPKO実施に関する報告書によると、武器の使用は「任務遂行の妨害排除」の場

湾岸戦争における日本批判と日本国憲法の平和主義

合にも認められており、また個々の要員は完全に国連の指揮下に入るとされている。従来の政府解釈の枠内で自衛隊の国連軍参加が行ないうるとすることは困難であろう。

(2) 憲法制定直後における政府の説明および答弁においては、繰り返し第九条は全体として一切の戦争と軍備の保持を放棄した旨述べられていた。しかし、政府はその後警察予備隊次いで保安隊が形成されると、この解釈を維持しつつ「戦力」を「近代戦争遂行能力」と解し、警察予備隊・保安隊合憲論を導き出した。さらに自衛隊が創設されその整備が強化されるに従って、第九条は自衛のための必要最小限度の実力を保持することを禁じていないとの解釈を打ち出し、今日に至っている。ただし従来の政府解釈によると、集団的自衛権の行使は違憲であるとされてきた。深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』(岩波書店、一九八七年)一四〇頁以下、三三〇頁以下参照。

(3) 一九五二年サンフランシスコ講和条約発効により日本が独立国となると同時に安全保障条約がアメリカとの間で発効した。旧安保条約の前文は日本の再軍備を政治道徳的に義務付けていたが、一九六〇年に改訂された新安保条約においては、締約国が「個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる」(第三条)こととされている。

(4) 第九条の解釈については、これが侵略戦争を放棄し、侵略のための戦力の不保持を規定したものであるか、一切の戦争を放棄し、一切の戦力の不保持を定めたものであるかの学説の対立がある。前説の論者としては佐々木惣一『改訂日本国憲法論』(有斐閣、一九五二年)が代表的である。後者の説はさらに二つに分かれる。第一は、第九条第一項は一切の戦争を放棄したものであり、第二項は一切の戦力不保持を規定し第一項の趣旨を確認したものとする説(第一項放棄説)である。第二は、第一項は侵略戦争のみを放棄したものであるが、第二項で一切の戦力不保持が定められている結果、第九条全体としては一切の戦争を放棄したものとする説(第二項放棄説)である。第一項放棄説の代表的なものとしては、宮沢俊義著、芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』(日本評論社、第二版一九七八年)、清宮四郎『憲法I〔第三版〕』(有斐閣、一九六九年)など、第二項放棄説については、法学協会『註解日本国憲法』(有斐閣、一九五三年版)など参照。小林直樹『新版』憲法講義・上(東京大学出版会、一九八〇年)は、文理解釈としては第二項放棄説を正当としながら、第一項放棄説の方が「憲法の精神を全体としてより体系的にえたものとみることができよう」(一九三頁)としている。最近行なわれた憲法学者に対するアンケート調査では、自衛隊を違憲とするものが七八%にのぼっている(朝日新聞一九九年一月一八日)。

(5) Setsuko Norimoto Tsuneoka, *Japan's nonmilitary role in the Gulf*, Boston Globe, December 15, 1990.

(6) David E. Sanger, *Why the Japanese find it so Difficult to Unsheathe Swords*, The New York Times, Sunday, November 4, 1990.

(7) 深瀬前掲一三四頁以下参照。

(8) 一九九〇年一〇月四日から一四日かけて行なわれた世論調査の結果によると、日本国民の六二・四%は国連を通じた国際貢献に賛成しながら、そのうち軍事的要員を派遣しておよぶと回答したのはわずか八・八%に過ぎなかつた。(日ヨーヨーク読売一九九一年一月二一日)

(9) 武者小路公秀「平和主義の理念」伊藤正巳編『日本国憲法の考え方・上』(有斐閣、一九七八年)

(10) Alan Buzacott, *Japan, Germany and the Gulf War*, The Washington Post, February 19, 1991.

(本稿は、一九九一年一一月一五日ヒューリック女学院大学で開催された『科学と平和国際週間』講演会における私の講演
が心がけたものである。)